

土地政策研究会 開催要領

(名称)

第1条 本会は「土地政策研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、人口減少下において持続可能な国土と地域を形成するため、管理不全状態の土地の増加等の懸念に対応した、これからの時代にふさわしい空き地等の有効な活用・管理の在り方その他、土地の利用・管理・取引に関する今日的な課題を踏まえた土地政策の在り方等について広く検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 研究会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

2 研究会に座長を置き、座長は、議長として会議の議事を整理する。

3 座長に事故があるときは、本研究会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

2 会議は原則として非公開とする。議事概要及び配付資料は、原則として会議終了後速やかにホームページにおいて公表する。

(事務局)

第5条 研究会の事務局は国土交通省不動産・建設経済局土地政策課に置く。

2 事務局は、研究会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この規約は、令和5年10月13日から施行する。